

商工業を応援する「伊那市商工業振興等補助金」をご利用ください

《平成30年度 伊那市商工業振興等補助金一覧》

平成30年4月発行

1 創業されるみなさま

事業名	事業の目的	事業の内容	担当
移住者創業チャレンジ支援事業補助金	伊那市への移住と起業を支援し、移住促進を図る。	伊那市への移住者が市内の空き家、空き店舗等を活用して事業等を始める際の改修費用及び賃借料の一部を補助する。 ・補助率 賃借料(開設後6ヶ月分)の1/2以内 上限 45万円 創業時の店舗改修費用の1/3以内 上限 80万円	商業労政係
魅力ある産業創業支援事業補助金	若者雇用につながる起業、創業を促す。	若者を引き付ける産業の創出に向け、特色ある起業、創業で若者雇用に結び付くものについて創業資金の一部を助成する。 ・補助金額 特定機器導入費用の1/2以内 200万円以下 ・応募者中、プロポーザル方式により2社以内選定	工業振興係
中心市街地空き店舗等活用事業補助金	空き店舗となっている施設等を活用し、中心市街地の活性化を図る。	商業団体、事業者等が中心市街地の区域内にある空き店舗等を活用して集客に役立つ施設及び店舗を開設する際の改修費用及び賃借料の一部を補助する。 ・補助率 賃借料(開設後6ヶ月分)の1/2以内 上限 45万円 創業時の店舗改修費用の1/3以内 上限 80万円	商業労政係
創業支援センター独立支援事業補助金	研究・試験操業段階を終え、市内で創業する事業者を支援する。	創業支援センターから独立し、市内で創業する事業者を支援する。 ・補助率 事業所賃借料(開設後6ヶ月分)の1/2以内 上限 90万円	産業立地推進課
【新規】クリエイティブ産業誘致支援事業補助金	デザイン業、著述・芸術家業、ITサービス業等の事業所、またはサテライトオフィスの新築、購入に対して補助を行う。	・開設のための施設の新築に関する費用(土地購入費含む)の1/10以内(上限200万円) ・開設のための施設の購入に関する費用の1/2以内(上限150万円) ・事業運営費10万円	商業労政係

2 商店街のみなさま

共同施設設置事業補助金	商店街施設の整備を促進し、商店街の活性化を図る。	アーケード、街灯等の新設、増設、改修に係る工事費を助成する。 10企業以上の構成団体 工事費20万円超 ・補助率 事業費の1/5以内 ・補助金額の上限 20万円	商業労政係
商店街活性化事業補助金	商店街を活性化させ、地域商業の発展と地域の絆の強化を図る。	商業団体等が行なう賑わいを創出し、集客により商店街を活性化する事業や、商店街の調査、研修事業について助成する。 ・補助率 事業費の1/2以内 ・補助金額の上限 単独団体:10万円、複数団体:20万円	商業労政係

3 展示会

中小企業受発注開拓事業	中小企業者等の展示会出展による販路拡大を支援する。	伊那市が確保したブースへの共同出展に対して助成する。 ・出展料およびブースの基本装飾料の半額を伊那市が負担し、残りの半額を出展企業で均等負担。 ・出展予定「メッセナゴヤ」「テクニカルショウヨコハマ」	工業振興係
展示会出展事業補助金	中小企業者等の展示会出展による販路拡大を支援する。	中小企業者等の市外の展示会等への出展に対して助成する。 ・補助率 小間料、展示品の製作等経費合計の1/2以内 ・補助金額の上限 20万円(年1回)	工業振興係

4 設備投資

工場等設置事業補助金	企業の経営安定や事業拡大を支援し、地域経済の活性化を図る。	市内への工場等の新設、移設、増設で、固定資産投下額が1,000万円以上の場合に助成する。(償却資産のみでも可) ※建設業及び小規模企業に限り500万円から対象とします。 ・補助率 当該固定資産税額の2.5/10~10/10 ※投下額等により補助率及び補助期間等が異なります。	工業振興係
指定施設設置事業補助金	企業が市内に指定施設を整備する事業を支援する。	市内への指定施設(住宅・休養施設・託児施設等)の新設で投下固定資産額30万円以上の場合に助成する。用地は、取得後3年以内に指定施設の整備に着手した場合に対象とする。 ・補助額 当該固定資産税相当額	工業振興係
商工業振興下水道等施設整備事業補助金	下水道等整備計画区域外において、企業自らが行う下水道等整備について一定額を補助し、スムーズな事業活動を支援し産業振興を図る。	既存施設から公共枡までの間の本管機能を有する下水道等施設整備に対して助成する。 ・補助率 工事費用の1/2以内 ・補助金額の上限 1,000万円	産業立地推進課
産業用地取得補助金	産業用地を購入する企業に対して用地取得費の一部を助成することにより、生産施設及び設備への投資を支援し、生産活動の円滑化と立地の促進を図る。	市が所有する3,000㎡以上の産業用地を購入し、3年以内に操業を開始する場合に助成する。 ・補助率:用地取得費の3/10以内(3年以内の分割交付) ・補助金額の上限 1.0億円	産業立地推進課

5 環境・エネルギー

事業名	事業の目的	事業の内容	担当
環境調和事業補助金	工場等でのクリーンエネルギーの活用又は省エネルギー対策により、環境負荷の低減を図る。	市内の工場等での二酸化炭素削減効果が高い設備等の設置に対して助成する。(設置費100万円以上対象) ・対象設備 太陽光発電・太陽熱利用・木質バイオマス ・補助率 土地取得費を除く事業費の25%以内 ・補助金額の上限 30万円	工業振興係
工場等緑化事業補助金	工場等への緑地の設置を行い、環境整備を図る。	敷地1,000㎡以上を有する市内工場等が、敷地面積の20%を超える緑地を整備する場合に助成する。設置経費50万円以上 ・補助率 土地取得費を除く新たな緑地設置経費の1/5以内 ・補助金額の上限 100万円	工業振興係
国際規格等取得支援事業補助金	ISOや環境マネジメントシステムを新規に認証・登録し、品質改善や環境保全を図る。	中小企業者がISO等の取得や環境保全のため、環境マネジメントシステムの新規認証・登録を行なう場合に助成する。 ・補助率 認証・登録に要する経費の1/2以内 ・補助金額の上限 50万円	工業振興係

6 雇用・人材育成

人材確保支援補助金	人材確保のため、インターンシップの受け入れを促す。	従業員300人以下の中小企業が、延べ3日以上インターンシップの受け入れを行った場合に助成する。 ・インターンシップ(3日以上受入) 対象経費相当額、上限10万円	商業労政係
中小企業人材育成事業補助金	技術、技能等の習得により中小企業者の人材育成を図る。	中小企業が、職務上必要な技術、技能等を習得するための研修・講習会等に関する経費を補助する。 ・補助率 研修費用の1/2以内 ・補助金額の上限 一企業につき5万円以内	商業労政係
雇用促進事業補助金	企業の事業拡大に伴う新たな雇用を支援する。	特定地域への工場等の新設、移設又は増設(投下固定資産額が5,000万円以上の場合)に際し、市内から10名以上の新規従業員を1年間以上雇用した場合に助成する。 ・補助額 市内採用従業員×10万円(上限500万円)	工業振興係
中小企業退職金共済掛金補助金	退職金共済掛金の一部を補助することにより中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図る。	新たに退職金共済契約を締結した中小企業者に対し、当該退職金共済掛金の一部を補助する。 ・補助金額 加入者1人につき定額7,200円 ※補助の対象となる経営者の皆さんには、別途ご連絡いたします。	商業労政係

7 新技術・新製品

新技術新製品開発研究事業補助金	中小企業者等の技術開発や地域振興の取り組みを支援する。	中小企業者等(構成員の1/2以上が市内に主たる事業所を有するもの)が行なう新技術・新製品の開発研究に対して助成する。 ・補助率 開発研究に伴う原材料等購入等経費合計の1/2以内 ・補助金額の上限 100万円	工業振興係
産学官共同技術開発事業補助金	中小企業者等の新技術・新製品の開発研究を支援する。	市内の中小企業者等が大学、高校又は公的研究機関と共同して行う新技術又は新製品の開発研究事業に対して助成する。 ・補助率 開発研究に伴う原材料等の購入等経費合計の1/2以内 ・補助金額の上限 300万円	工業振興係
新産業創出グループ支援事業補助金	中小企業者等の経営安定や事業拡大を支援し、地域経済の活性化を図る。	3社以上のグループ(2/3以上が市内に主たる事業所を有する中小企業者)が行なう新産業創出の調査研究に対して助成する。 ・補助率 調査研究に伴う講師謝礼等経費合計の1/2以内 ・補助金額の上限 50万円	工業振興係

8 その他

元気ビジネス応援隊アドバイザー利用事業補助金	中小企業者等の経営安定や事業拡大を支援し、地域経済の活性化を図る。	アドバイザーによる経営管理・加工技術・生産管理等の指導を受けた企業に対し、その費用の一部を補助する。 ・補助率 中小企業者が支払った経費の1/2以内 ・補助金額の上限 4万5千円	工業振興係
産業団地分譲成約報酬制度	立地意向のある企業情報を提供し、分譲成約に至った場合に情報提供者に成約報酬を支払う。	分譲代金の1/100の額	産業立地推進課
ICT人材誘致事業補助金	県外のICT事業者を誘致及び定着を促し、市内への本格的な移住、事業開始及び拠点の設置を図る。	長野県まちなか・おためしラボ事業「おためしナガノ」と連携し、試行的に移住・創業を実施するに当たり、事業者が支払う市内での居住に係る家賃の一部を補助する。 ・補助率 市内での居住に係る家賃の1/2以内 ・補助金額の上限 一人当たり月額3万円	工業振興係

- 詳細についてのお問い合わせは、伊那市役所(0265-78-4111)、商工観光部 商工振興課(内線2431・2433)、産業立地推進課(内線2450・2451)までお願いします。